被扶養者申告書

組合員証 記号番号	公立神奈川				主所		T					申告の理由	
組合員氏名			 							1. 新たに被扶養者の)要件を備える者が生じた。		
生年月日	年	月	目	電	話番号	. ()		_			
氏	名	本人と の続柄 性 別	生年丿	目	同居別居	住民票	住		所		被扶養者の要件を備えた 年月日及びその理由	年間所得 推計額	判定及び理由
カナ)		男・女	年	月	∃ •	国内 • 国外					年 月 日		年 月 日認定
カナ)		男・女	年	月	∃ •	国内 • 国外					年 月 日		年 月 日認定
カナ)		男・女	年	月	同・						年 月 日		年 月 日認定
カナ)		男・女	年	月	同・						年 月 日		年 月 日認定
上記のとおり申請します。													
	年 月	日							申告者	£	氏名(署名)		

被扶養者の要件を備えた年月日及びその理由は具体的に記入してください。

年間所得推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる勤労所得、年金等その推計額を記入してください。

(送付先:〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ)

※共済組合使用欄

公共为 他 日 使 用 懶								
受付日	入力済	新証送付済	旧証送付済					

被扶養者申告書のご案内

次の該当書類を揃えたうえで、給付グループあてに送付してください。 また、別紙の留意事項を必ずお読みください。

【認定に関する提出書類】

次の1~5の書類を揃えて提出してください。

- 1 被扶養者申告書(給付様式第6-9号)
- 2 扶養理由申立書(給付様式第2-4号)
- 3 同居の場合は世帯全員の続柄が記載されている住民票または住民票記載事項証明書、 住民票が別の場合は被扶養者の住民票または住民票記載事項証明書と戸籍謄本または戸 籍抄本を提出してください。
- 4 扶養義務者がいる場合、扶養協議書(給付様式第2-7号)と協議者全員の収入証明書 (住民票または住民票記載事項証明書)
 - (扶養協議者については裏面を参照してください)
- 5 次表の該当する番号欄の書類を添付[必須]

区分				必要書類					
収入がある場合	1	年金・恩給受給者		最新の年金等の支払(改定)通知書(写)					
				市区町村発行の課税(非)課税証明書					
				被扶養者に配偶者がおり、年金等の支給が					
				ある場合にはその収入が確認できるもの					
				雇用保険受給資格者証(写)(支給開始日、					
	2	雇用保険 (失業給付)		金額がわかる欄)					
				市区町村発行の課税(非)課税証明書					
	3	収入減少	A	直近3ヶ月の給与明細又は給与等支払証明書					
	3	(パート、アルバイト等)	В	市区町村発行の課税(非)課税証明書					
	4	事業収入		確定申告(写)最新のもの					
	7			市区町村発行の課税(非)課税証明書					
収入がない場合	5	離職		離職日がわかるもの					
	<u> </u>			市区町村発行の課税(非)課税証明書					
	6	その他		市区町村発行の課税(非)課税証明書					
				海外在住の場所で、A の書類が取れない場合					
				は住民票等(1月1日に国内にいなかったこと					
				がわかるもの)					

※ 各証明書は、発行日より3か月以内のものを提出してください。

【認定に係る留意事項】

- ◎ 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に申告してください。
- ◎ 30日を過ぎて申告した場合は、共済組合が申告書を受理した日が認定日となります。
- 1 特別認定の被扶養者は、向こう1年間の収入が130万円未満、障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者にあっては、収入が180万円未満で、主として組合員の収入により生計を維持している事が要件です。

もし、130万円又は180万円以上の収入を得る場合は、取消しの手続きが必要です。 例えば:アルバイトやパートタイム等の勤務者の場合、給与月額(通勤手当含む)が3ヶ月連続して108,334円(130万円÷12月)以上ある場合は、初日に遡って認定取消しになります。

遡って認定取消しになりますと、取消日以降に医療機関を受診した医療費等の返還が 生じますので、御注意ください。

- 2 雇用保険受給の場合は、日額が3,612円以上の場合は、取消しの手続きが必要です。
- 3 組合員の被扶養者が別居の場合は、送金の有無と送金額を確認します。 海外居住により住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません(留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は除きます。その場合は、渡航理由がわかる書類を添付してください。)
- ※ 収入とは、所得税法上の所得ではなく、認定日以降1年間の恒常的な収入の総額をいいます。ただし、退職金・財産売却金等一時的な収入は含みません。
- 4 その他、提出された書類の中で追加確認の必要がある場合には、書類を追加依頼することがあります。

[問合せ先・書類の提出先]

〒231-8309 横浜市中区日本大通 5-1 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ

Tel 045-210-8179